【資料２】

業務委託仕様書

１　業務委託名

外国人介護人材定着支援事業業務委託

２　事業の目的等

技能実習生や特定技能１号として県内で就労する外国人介護人材の県内定着を支援するため、学習機会の提供及び外国人材同士、地域の日本人との交流の場を創出するための対面での交流会を開催する。

３　契約期間

契約締結日から令和８年１２月２５日まで

４　業務委託の内容

次に掲げる業務とし、企画提案により具体化するとともに、本事業の目的が、より効果的に達成されるようにしてください。

（１）交流会の企画・実施

①対象者

（ア）　県内の介護サービス事業所で技能実習生及び特定技能１号として勤務する外国人介護人材

（イ）　上記の外国人介護人材が勤務する介護サービス事業所の指導役職員等

（ウ）　地域で外国人との交流を支援する者　等

②実施回数

県北・県央・県南の各エリアにおいて、県が指定する会場で各１回開催することとし、各回概ね３時間程度（午後１時から午後４時など）とします。

③実施時期

令和８年９月から令和８年１１月までの間に開催するものとします。

ただし、感染症の拡大等の特別な事情がある場合には、県と協議の上、開催時期を変更できるものとします。

④参加者数

各回 30 名程度とします。

⑤会場

各エリアで、（ア）から（ウ）の市町村に所在する公共施設等を予定しており、別途県が指定し、会場費用も県が負担します。

なお、机・椅子等の設営及び撤去については、受託者が行うものとします。

（ア）県北（北秋田市）

（イ）県央（秋田市）

（ウ）県南（横手市）

⑥交流会の内容

交流会は、各回ともⅠ部・Ⅱ部に分け、次のとおりとしてください。

＜Ⅰ部＞

外国人材と日本人（介護事業所職員や地域住民等）に分かれ、次のような視点で実施内容を提案してください。

ⅰ）外国人同士の交流では、介護現場で役に立つ内容を学びながら国籍を問わずに交流できるようなものとします。

ⅱ）日本人同士の交流では、外国人介護人材が職場や地域で暮らしていくため、又は定着してくための課題や解決策について学び合えるような内容とします。

＜Ⅱ部＞

外国人材と交流会に参加した日本人が相互に交流するとともに、介護現場での仕事にも役立つような実施内容を提案してください。

（２）交流会の広報

交流会への参加を呼びかけるため、リーフレットデザインを作成し、対象者に対して周知を行っていただきますが、効果的と考える周知方法があれば提案してください。

（３）その他

本内容以外に、効果的と考える内容があれば提案してください。

なお、その場合には、本委託契約金額の範囲内で行うものとします。

５　実施体制の確認

本業務委託を確実に履行するため、４の業務について、実施体制を明示してください。

６　再委託

（１）受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。

（２）受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出して県の承認を得てください。

７　業務の履行に関する措置

（１）県は、本業務委託（再委託した場合を含む。）の履行について、受託者が著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を通知し、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。

（２）受託者は、（１）の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から１０日以内に、県に書面で提出するものとします。

８　機密の保持

（１）本業務委託（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用はできません。その防止のために必要な措置を講じてください。

（２）受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとします。

９　その他

（１）業務内容の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこととします。

（２）本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し必要の都度、双方協議しながら進めますので、常に協議可能な体制を整えてください。

（３）その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとします。